

雇児発 0831 第 5 号
平成 28 年 8 月 31 日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公印省略)

保育所入所不承諾通知書の名称等の変更について(通知)

子ども・子育て支援新制度(以下「新制度」という。)においては、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 24 条第 3 項及び附則第 73 条第 1 項に基づき、当分の間、すべての市町村(特別区を含む。以下同じ。)が利用調整を行うこととされており、当該利用調整の結果、入所決定に至らなかった場合、「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等の施行について」(平成 9 年 9 月 25 日付け児発第 596 号厚生省児童家庭局長通知。以下「施行通知」という。)において示している「保育所入所不承諾通知書」(施行通知別表第 4 号様式)等により、申込者に対して通知を行っているところである。

今般、当該通知書について、保育サービスを希望する保護者の個別ニーズや状況にあった利用調整の一環として、保護者の心情等に対する一層の配慮を図るため、その名称等を以下のとおり変更することとしたので、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、その運用に遺漏のないよう配意願いたい。

また、当該通知書については、新制度におけるその他の保育サービスに係る申込等においても、必要に応じて適宜活用願いたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

保育所入所不承諾通知書について、その名称を「保育所入所保留通知書」と変更することとしたので、施行通知中「保育所入所不承諾通知書」とあるのは

「保育所入所保留通知書」と改めるとともに、施行通知別表第4号様式を、別紙の様式に変更する。ただし、各市町村において、地域の実情等に応じて適宜記載事項を追加することは差し支えない。

なお、利用調整における選考過程の透明化を図り、もって保育所等の入所申込者の十分な理解が得られるよう、利用調整に当たって指数（優先順位）付け等を行っている市町村においては、当該申込者に係る指数等についても併せて通知するなど、申込者に対するきめ細かな支援を積極的に行うよう努めること。

また、入所申込者に対して通知書を送付する際には、各市町村において行っている様々な措置や支援等に関する情報提供を併せて行うとともに、利用者支援事業を活用し、4月以降も継続した丁寧な相談を行うなどの地域の実情に応じたきめ細かな支援に努めること。

(別紙)

(第4号様式)

第 号

保 育 所 入 所 保 留 通 知 書

文書番号

平成 年 月 日

市町村長(福祉事務所長)氏名

印

殿

申込みのありました保育所の入所については、次の理由により保留となりましたので通知いたします。

児童の氏名及び生年月日

平成 年 月 日生

保留となった理由

保留の有効期限

平成 年 月 日

備考

本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をすることができます。

また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、市町村を被告として(訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。)当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。

なお、保留の有効期限内に、申込みのありました保育所に欠員が生じる等、当該保育所に入所可能となった場合には、その旨を御連絡いたします。